

議題1 個人情報取扱事務届出について（報告）
（平成30年11月29日審議会）

1 個人情報取扱事務の届出（開始）について

名称	概要	届出課 (利用課)
1 急傾斜地関係事務	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における適切な警戒避難体制を構築するため、当該区域内の居住者情報（住所、氏名）を把握するもの	防災安全課
2 街頭防犯カメラ設置に関するアンケート送付及び集計事務	街頭防犯カメラの設置に関するアンケートを町会、自治会、区長宛に送付し、各団体の街頭防犯カメラ設置の必要性等を調査する。回答のあったアンケートは担当部署で集計し、今後の街頭防犯設置事業に役立てるもの	防災安全課
3 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法）	障害福祉サービス等の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの やむを得ない措置を行った場合の費用を措置委託者に支払うもの 高額障害福祉サービス給付費、特例給付費を支給するもの	障害福祉課
4 障害児通所支援事業（児童福祉法）	障害児通所支援の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの やむを得ない措置を行った場合の費用を措置委託者に支払うもの 高額障害児通所給付費、特例給付費を支給するもの	障害福祉課
5 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの 高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの	障害福祉課
6 移動支援事業	移動支援の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの 高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの	障害福祉課
7 訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの 高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの	障害福祉課

名称	概要	届出課 (利用課)
8 日中一時支援事業	日中一時支援の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの 高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの	障害福祉課
9 障害者差別解消に係る事務	障害者に対する差別が行われ、また、差別の疑いがある場合に、事実を確認のうえ必要な調整を行うもの	障害者相談支援室
10 指定障害者相談支援事業所等指定申請事務	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害者相談支援事業所等の指定・変更・更新の事務	障害者相談支援室
11 森林整備に関する事務	県・市・林業事業体が森林関連情報を共有し、市民の安全・安心に寄与するため、森林整備を進めるもの	農政課
12 投票立会人の選定に関する事務	投票立会人を選定するため、町会・自治会・区・管理組合の長の連絡先を管理するもの	選挙管理委員会事務局

議題1 個人情報取扱事務届出について(報告)
(平成30年11月29日審議会)

2 個人情報取扱事務の届出(変更)について

名称	主な変更理由等	届出課 (利用課)	旧担当課	個票の 有無
1 市民意識調査に関する事務	1 事務概要の内容に不明確な記載があったため(今年度) 変更前:今年度 変更後:平成27年度 2 前回届出時に記入漏れがあったため ・個人情報の項目 変更前:1 氏名, 2 性別, 3 生年月日・年齢 変更後:1 氏名, 2 性別, 3 生年月日・年齢, 4 住所 3 収集先及び収集方法 変更後:同一実施期間の利用 目的内 住民基本台帳:1から4まで	企画調整課		○
2 軽自動車税課税事務	記載漏れのため, 次の項目を追加 1 イ 項目のうち, 6 連絡先, 9 家族状況 2 ウ 収集先のうち, 同一実施機関内の利用 目的内「氏名, 住所, 連絡先, 家族状況, 課税・納税状況」	市民税課		○
3 個人住民税課税事務(申告・確定・納付書発送等)	記載漏れのため, 次の項目を追加 ウ 収集先のうち, 目的内「氏名, 住所, 連絡先, 家族状況, 課税・納税状況」	市民税課		○
4 固定資産税及び都市計画税の課税事務(庶務)	1 目的外ではなく目的内利用となるため ウ 収集先及び収集方法 (1)「目的外:1, 4」→削除 (2)「目的内:1, 4」→追加 2 納税通知書の不着のあったものについて, 送付先等の住所調査のために, 実施機関内部の情報端末にて個人情報を利用するため ウ 収集先及び収集方法 「電磁的記録(システム)」→追加	資産税課		○
5 知的障害者生活ホーム運営費助成事業	業務移管	障害福祉課	障害者相談支援室	
6 グループホーム入居者家賃補助	業務移管	障害福祉課	障害者相談支援室	
7 障害者グループホーム運営費等補助金交付事業	業務移管	障害福祉課	障害者相談支援室	
8 チャレンジドオフィスかしわ事業	業務移管	障害福祉課	障害福祉就労支援センター	

名称	主な変更理由等	届出課 (利用課)	旧担当課	個票の 有無
9 身体・知的障害者相談員事業	1 業務移管 2 事務の統合（個別の事業を1つの事業に統合） 「身体障害者相談員事業」の次の項目について、「知的障害者相談員事業」に関する内容を追加 ・個人情報取扱事務の名称 ・個人情報取扱事務の概要 ・個人の類型	障害福祉課	障害福祉就労支援センター	
10 聴覚障害者手話講習会事業	事務移管	障害福祉課	障害福祉就労支援センター	
11 自主サークル関係事務	事務移管	障害福祉課	障害福祉就労支援センター	
12 障害者就労支援事業	事務移管	障害福祉課	障害福祉就労支援センター	
13 外出介護事業	事業名称の変更（「外出介護事業」→「移動支援事業」）	障害者相談支援室		
14 高次脳機能障害者支援事業	1 事務移管 2 事務の統合（個別の事業を1つの事業に統合）	障害者相談支援室	障害福祉就労支援センター	
15 リハビリ訪問相談事業	・事務の名称を「生活訓練等事業」に変更すると共に、「リハビリ倶楽部ステップ事業」			
16 リハビリ倶楽部ステップ事業	「高次脳機能障害者支援事業」			
17 失語症患者交流会事業	「リハビリ訪問相談事業」			
18 障害者スポーツ大会関係事務	「失語症患者交流会事業」			
	・事務の概要を変更 ・個人の類型、利用目的を変更 ・項目15、19及び収集先（本人以外）を追加			
19 生活困窮者自立支援制度に係る事務	1 支援終了後の学習支援対象者及び保護者に、必要な場合に新たな支援を行うため、また、そのための住所の確認について変更した項目は次のとおり 個人の類型に「学習支援事業対象者及び保護者」を追加し、イ 項目に氏名、住所をチェック。ウ 収集先及び収集方法に本人、住民基本台帳にチェック 2 内容の整理のために変更した項目は次のとおり 変更前の個人の類型「各事業で一定の要件を満たす生活困窮者」に「（学習支援事業以外）」を追加。 その類型のア 個人情報の利用目的に「生活困窮者に必要な支援を行うため」を追加 個人の類型「学習支援事業対象者及び保護者」にア～ウ、キ～コを追加	生活支援課		○

名称	主な変更理由等	届出課 (利用課)	旧担当課	個票の 有無
20 こどもルーム保育料の賦課徴収業務	記載誤り・記載漏れのため、個人の類型を入所児童と保護者に分割し、変更した項目は以下のとおり 個人の類型：こどもルーム入所児童（1枚目） イ 項目 ・基本的事項の「1 氏名」，「3 生年月日・年齢」，「4 住所」にチェック ・社会生活の「16 学業・学歴」，「22 その他（こどもルーム）」にチェック ・経済的事項の「25 課税・納税状況」，「27 公的扶助・社会保障等」，「28 その他（就学援助受給状況）」のチェックを外す ウ 収集先及び収集方法 ・「本人以外」のチェックを外す ・「電磁的記録」のチェックを外す 個人の類型に「こどもルーム入所児童の保護者」を新たに追加（2枚目）	学童保育課		○
21 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管等状況の届出受理及び保管等状況の公表に関する事務	1 記載を変更した項目は、次のとおり 個人の類型 ・「PCB使用安定器の使用者又は保管者」に変更 コ 外部委託の有無 ・「無し」のチェックを外し，「有り」にチェック 2 記載誤りのため変更した項目は、次のとおり イ 項目 ・「生年月日・年齢」のチェックを外す ・「資産内容」にチェック ウ 収集先及び収集方法 ・「同一実施機関内の利用」及び「目的外」にチェックし，「イ項目」の1，4，6，24を追記	産業廃棄物対策課		○
22 下水道事業受益者負担金・分担金賦課徴収事務	1 記載誤り・記載漏れのため変更した箇所は、次のとおり イ 項目 ・28その他のチェックを外し，24資産内容，にチェック（土地面積以外の土地情報も取り扱うため） ・25課税・納税状況にチェック（受益者負担金の納付状況の取り扱いがあるため） 2 実施機関内部での個人情報の利用（保有課端末での利用から利用課端末での利用）開始に伴い，変更は次のとおり ウ 収集先及び収集方法 ・本人同意の記載を変更（28→1，4，24） - 資産税課保有の情報を使用	下水道経営課		○

名称	主な変更理由等	届出課 (利用課)	旧担当課	個票の 有無
23 農家基本台帳関連事務	誤記のため、以下のとおり修正するもの 個人情報取扱事務の概要欄 「農地法施行規則第百二条の規定」と追記 個人の類型 「市内農業者」「市内農地所有者」「住民基本台帳に記録されている住民」に共通する変更内容を以下に記載 イ 項目(住民基本台帳に記載されている住民)は除く。 「25課税・納税状況」を追加 ウ 収集先及び収集方法(住民基本台帳に記載されている住民)は除く。 本人以外(該当するイの項目番号)に25と追加 エ 本人以外から収集する理由 「根拠法令は農地法第五十二条の二及び農地法施行規則第百二条」と追記 《変更前》他の実施機関(第6号), 争訟, 指導, 相談, 選考等の個人情報(第8号) 《変更後》法令等(第2号) コ 外部委託の有無 《変更前》無し 《変更後》有り	農業委員会		○
24 準要保護児童生徒完全給食費補助金に関する事務	1 「イ 項目」のうち, 「経済的事項」に「26 取引状況等」を追加すること 2 「ウ 収集先及び収集方法」及び「キ 処理形態」に「電磁的記録」を追加すること 3 その他(記載誤りによる内容の修正) (1) 同一実施機関内容の利用を「目的内利用」とすること (2) 「カ 個人番号の取扱い根拠」から利用のチェックを外すこと	学校保健課		○

議題1 個人情報取扱事務届出について（報告）
（平成30年11月29日審議会）

3 個人情報取扱事務の届出（廃止）について

名称	保有個人情報の廃棄の方法	届出課 (利用課)
1 重度ALS入院時コミュニケーション支援事業	電磁的記録（エクセル及びワード）は、サーバー廃棄時にデータ消去する。 通知書や印刷した書類の紙媒体は、保存年限に沿って廃棄する。（平成35年3月31日）	障害者相談支援室